

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、建築士の免許を取り消したので、次のとおり公告します。

平成二十九年六月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 免許の取消しをした年月日

平成二十九年六月十三日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名

橋本 正篤

三 二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

四 登録番号

奈良県知事登録第三三八四号

五 免許の取消しの理由

相続人から建築士法第八条の二第一号に該当することとなった旨の届出があった。
このことが、建築士法第九条第一項第二号に該当する。